



マイナンバーカードについて

Q マイナンバーカード(個人番号カード)とは

- A** マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真付きのカードです。日本に住民票がある人のうち、カード発行の申請をした人が持っています。プラスチック製のICチップ付きカードで表面に、氏名、住所、生年月日、性別、本人の顔写真等が表示され、裏面にマイナンバーが記載されます。本人確認のための本人確認書類として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用できます。

Q マイナンバーカードに有効期限はありますか

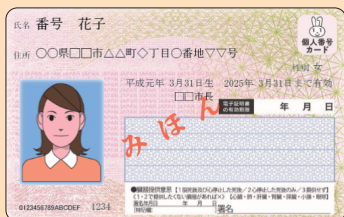
- A** 有効期限はカード表面に印字されています。18歳未満の方の場合はカードの発行から5回目の誕生日まで、18歳以上の方の場合は発行から10回目の誕生日までです。(令和4年(2022年)4月1日、20歳から18歳に成年年齢が引き下げられました)また、電子証明書の有効期限は年齢に関わらず、カードの発行から5回目の誕生日までです。

※外国人の方のうち在留期間の定めのある方は、それぞれ在留期間の満了等の日までとなります。



Q マイナンバーカードの取得は義務ですか

- A マイナンバーカードの取得は義務ではなく任意です。行政手続きの際にマイナンバーを提供するにあたり、マイナンバーカードがあれば、マイナンバーの確認と本人確認が1枚で済みます。また、顔写真付きの本人確認書類としても活用できるほか、コンビニで住民票や印鑑登録証明書の交付が受けられたり、自宅のパソコンなどから行政手続きができるようになります。生活の利便性の向上に資するものですので、できるだけ多くの皆様に取得していただきたいと考えています。



マイナンバーカード表面



マイナンバーカード裏面

Q マイナンバーカードの所有者本人が亡くなったら、返納は必要ですか

- A 死亡後の返納義務はありません。返納することもできますが、ハサミ等で裁断し、廃棄していただいて構いません。ただし、死亡保険金の請求など、死亡後の手続きで使用される可能性があるため、しばらくの間保管後、廃棄することをお勧めします。もし、返納される場合は、市民課または田沼・葛生各行政センターの窓口に届出人の本人確認書類(マイナンバーカードなど)も持参してください。

